

謝 金 規 定 （その1）

【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

労務の内容		支給対象者（労務者）	支出科目	単位	上限単価（円）
選手強化活動（労務日当） ・強化合宿および大会での指導・支援（移動日を除く）		強化スタッフA（責任者）	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	30,000
		強化スタッフB（担当者）			20,000
		強化スタッフC（その他）			10,000
		トレーナーA（資格保持者）			30,000
		トレーナーB（責任者）			20,000
		トレーナーC（その他）			10,000
		スポーツドクター			50,000
		海外から招聘したコーチ（コーチ力強化事業のみ）			100,000
		支援スタッフ（通訳等）			10,000
		上記の者	旅 費	旅費規程参照	
会議参加（WEB会議を含む）		強化スタッフA（責任者）	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	15,000
		強化スタッフB（作業者）			10,000
		強化スタッフC（その他）			5,000
		トレーナーA（資格保持者）			15,000
		トレーナーB（責任者）			10,000
		トレーナーC（その他）			5,000
		スポーツドクター			25,000
		支援スタッフ（通訳等）			10,000
		上記の者	旅 費	旅費規程参照	
医・科学・情報サポート事業		サポートスタッフ	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	15,000円
		アシスタントスタッフ			10,000円
		データ分析、事務処理			10,000円
		上記の者	旅 費	旅費規程参照	
講 義 （資料を使用して行う解説等）		講義講師	諸謝金	1日（4時間相当）	24,000円
			旅 費	旅費規程参照	
通 訳 （手話通訳も含む） ※請負の場合は雑役務費	国際大会 国際会議	通訳者（専門的能力を有する者） ※ボランティアはスタッフ謝金	諸謝金	1日	100,000円
	その他			1日	50,000円
		上記の者	旅 費	時間（上記を上限とする）	6,250円
翻 訳	外国語→日本語	翻訳者	諸謝金	枚（400字相当）	4,000円
	日本語→外国語			枚（200ワード相当）	6,000円
原稿執筆		原稿執筆者	諸謝金	枚（800字相当）	2,500円

謝 金 規 定 （その2）

【労務を行った個人に対する報酬等】※会社等事業者に請け負わせたものは役務費となります。

労務の内容	支給対象者（労務者）	支出科目	単位	上限単価（円）
競技会、講習会等のスポーツ行事運営	大会等運営役員・スタッフ	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	8,000
	大会等運営役員・スタッフ（補助員）			5,000
	審判員			8,000
	医師			15,000
	看護師			5,000
	上記の者	旅 費	旅費規程参照	
競技会、講習会等のスポーツ行事実行委員会	大会等実行委員会	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	10,000
	上記の者	旅 費	旅費規程参照	
競技会、講習会等の実技指導・助言 ※学生やボランティア等が実技指導補助又はそれと同等の内容を行う場合は「実技指導補助」として実技指導者の上限額又は実支給の半額を上限額とします。	スポーツ指導者、スポーツトレーナー等（指導を行う所要時間に限る。）※日当の場合は大会スタッフの基準による	諸謝金	回（2時間程度）	10,000
	上記の者	旅 費	旅費規程参照	
日本ろう者水泳選手権大会運営（旅費含む）	大会競技役員	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	5,000
	大会競技役員（補助員）			3,000
	医師			20,000
	看護師			10,000
日本ろう者水泳選手権大会実行委員会	大会等実行委員会	諸謝金	1日 ※4時間で1日単位とする。 2時間以上4時間未満の場合は1／2日とする	3,000
	上記の者	旅 費	旅費規程参照	